中心商業地新規出店等促進事業補助金の内容が令和6年4月1日受付分から一部変更になります。

主な変更点等

○対象となる店舗の要件追加される項目

（令和６年度から追加される要件）

- **９０日以上契約がなされていなかった店舗**（前の契約終了日の翌日を１日目として，９１日目以降に契約された店舗）
- 各種法令等を遵守していること。また，所管する機関への照会に同意すること

（その他の要件）

- 店舗における経営を２年以上継続すること。
- 店舗を転貸して業務を行うものでないこと。
- 補助対象区域内での移転でないこと。
- 市税を滞納していないこと。
- 他の補助金等を重複して受けていないこと。　等

○終了する制度※令和６年度以降に受付を行った店舗

- 店舗改装費（開店後２～５年）の廃止
- 経営財務診断費（開店後６か月後・１年後）の廃止

○その他の変更

- 認定後**請求期限が２年から１年に**変更
- 増店の際には，過去に本補助金を受けた店舗が要件を２年間継続して遵守していること　等

※補助の対象となるかについては，下記までお問い合わせください。

ご注意ください

本補助金については，中心商業地の空き物件若に新たに店舗として出店するために必要な経費の一部を補助することにより，中心商業地の活性化を図ることを目的としています。

そのため，補助交付後も継続して補助要件を遵守するほか，地元商店会や自治会等と協力し，中心商業地の活性化に継続的にご協力ください。

※　途中で要件を満たさなくなった場合，補助金の返還を求める場合がありますので，ご注意ください。

宇都宮商工会議所	地域振興部	028-637-3131
宇都宮市商工振興課	商工振興グループ	028-632-2433